

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(株式交換に係る事前開示事項)

2021 年 6 月 9 日
株式会社 I H I

2021年6月9日

株式交換に係る事前開示事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都江東区豊洲三丁目1番1号
株式会社IHI
代表取締役社長 井手 博

株式会社IHI（以下「当社」といいます。）は、明星電気株式会社（以下「明星電気」といいます。）との間で締結した別紙1の2021年5月13日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、明星電気を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事項は以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。

3. 本株式交換に係る新株予約権の定めとの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 明星電気に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該

臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙4のとおりです。

5. 当社に関する事項（会社法施行規則第193条第4号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は、別紙5のとおりです。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 株式交換契約

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社 IHI（以下「**甲**」という。）及び明星電気株式会社（以下「**乙**」という。）は、2021 年 5 月 13 日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本件株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本件株式交換**」という。）を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

- (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社 IHI
住所：東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
- (2) 株式交換完全子会社
商号：明星電気株式会社
住所：群馬県伊勢崎市長沼町 2223 番地

第 3 条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における乙の株主（ただし、第 8 条に基づき乙の自己株式が消却された後の株主をいい、甲を除く。以下「**本件割当対象株主**」という。）に対して、その保有する乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の株式の数の合计数に 0.42 を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、本件割当対象株主に対して、その保有する乙の株式 1 株につき、甲の株式 0.42 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本件割当対象株主に対して割り当てるべき甲の株式の数の 1 に満たない端数がある場合は、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従って処理する。

第 4 条（資本金及び準備金に関する事項）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（本件株式交換の効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本件効力発生日**」という。）は、2021年8月1日とする。ただし、本件株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本件株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合は、甲は、本件効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本件効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の決議による承認を求める。

第7条（剰余金の配当等）

1. 乙は、株主総会の決議による承認を受けることを条件として、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、その株式1株当たり金7円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、本件効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議又は本件効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第8条（自己株式の消却）

乙は、本件効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から本件効力発生日の前日までの間、本契約において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の事業の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

第 10 条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から本件効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、第 6 条第 1 項ただし書に定める場合において甲の株主総会の決議による承認を受けられなかったとき、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認を受けられなかったとき、本件株式交換の実行のために必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条の規定に基づき解除されたときは、その効力を失う。

第 12 条（裁判管轄）

本契約に関連する甲及び乙の間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、解決する。

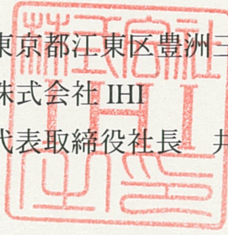
（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約書の正本 2 通を作成し、各当事者は、署名又は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2021 年 5 月 13 日

(2021 年 5 月 13 日付株式交換契約書 甲押印頁)

甲： 東京都江東区豊洲三丁目1番1号
株式会社 IHI
代表取締役社長 井手 博



(2021 年 5 月 13 日付株式交換契約書 乙押印頁)

乙： 群馬県伊勢崎市長沼町 2223 番地
明星電気株式会社
代表取締役社長 池山 正隆



別紙2 交換対価の相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数およびその割当の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	明星電気 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.42
本株式交換により交付する 株式数	当社の普通株式：2,729,838株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

明星電気の普通株式（以下「明星電気株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.42株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する明星電気株式（2021年5月13日現在 6,772,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社株式の数：2,729,838株（予定）

上記株式数は、2021年3月31日時点における明星電気の発行済株式総数（13,279,633株）および自己株式数（8,017株）ならびに2021年5月13日現在における当社が保有する明星電気株式数（6,772,000株）に基づいて算出しております。

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が明星電気の発行済株式（ただし、当社が保有する明星電気株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における明星電気の株主（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有する明星電気株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付いたします。当社は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、明星電気は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（2021年3月31日現在 8,017

株。本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により明星電気が取得する株式を含みます。)の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、明星電気による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている明星電気株式が239株未満である明星電気の株主は、当社の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主は、当社株式に関する以下の制度を利用することができます。

① 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対して、その保有する単元未満株式を買取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項および当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなる明星電気の株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠および理由

当社および明星電気は、2021年1月下旬、当社から明星電気に対して、株式交換による完全子会社化に向けた協議について申し入れ、両社は、真摯に協議・交渉を重ねた結果、明星電気を当社の完全子会社とすることが、当社および明星電

気の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

当社および明星電気は、下記 3. (1)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記 1. (1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、当社は、2020 年 10 月下旬、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。）を、明星電気は、2021 年 2 月中旬、株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定し、また、当社は、2020 年 11 月上旬、西村あさひ法律事務所を、明星電気は、2021 年 2 月上旬、中村・角田・松本法律事務所を、それぞれのリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼したデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから 2021 年 5 月 12 日付で受領した株式交換比率に関する算定報告書、西村あさひ法律事務所からの助言、当社が明星電気に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

一方、明星電気は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼したブルータス・コンサルティングから 2021 年 5 月 12 日付で受領した株式交換比率に関する算定報告書、ブルータス・コンサルティングから 2021 年 5 月 12 日付で受領した本株式交換比率は明星電気の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）、中村・角田・松本法律事務所からの助言、明星電気が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、その詳細については、下記 3. (2)「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）からの指示、助言および 2021 年 5 月 13 日付で受領した答申書（以下「本答申書」といい、その概要については、下記 3. (2)「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、当社との間で複数回に亘り本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討いたしました。そして、本株式交換比率については、下記②「算定に関する事項」に記載のとおり、本株式交換比率は、0.42 であることから、本株式交換比率は妥当であり、明星電気の株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、当社および明星電気は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果および助言ならびにそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回に亘り重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2021年5月13日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、同日、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

② 算定に関する事項

当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーおよび明星電気の第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングは、いずれも、当社および明星電気からは独立した算定機関であり、当社および明星電気の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、当社株式および明星電気株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2021年5月12日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の終値単純平均値）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の明星電気株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.311～0.369
DCF法	0.085～0.508

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が全て正確かつ完全な

ものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社および当社の関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照した両社の事業計画に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの株式交換比率の算定は、2021 年 5 月 12 日現在までの情報および経済情勢を反映したものであります。

なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法による算定の前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社については、2022 年 3 月期においては、民間航空エンジン等における採算性の改善、および新事業創出のための資金確保等を目的とした資産売却の影響等により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、2023 年 3 月期においては、民間航空エンジンにおける新型コロナウイルス感染症の拡大による影響からの回復に加え、「プロジェクトChange」にて取り組んでいる「事業構造の改革」、「コスト構造の強化」および「ライフサイクルビジネスの拡大」の成果により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、明星電気については、2022 年 3 月期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による工期の遅れの解消に加え、前期より続く更新需要の拡大等により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、2024 年 3 月期においては、POT EKA（注1）の官民販売の進展に加えて、気象・環境変動のビッグデータ活用による情報提供の進展、および宇宙技術の民間転用の拡販効果や宇宙ビジネス関連機器の需要拡大により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、両社の当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、プルータス・コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき手法を検討の上、当社については、金融商品取引所に上場している当社株式の客観的価値を把握するため、市場株価法を採用して算定を行いました。

明星電気については、当社と同様の理由に基づき市場株価法を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の明星電気株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	明星電気	
市場株価法	市場株価法	0.33～0.34
	D C F 法	0.28～0.48

市場株価法では、両社ともに 2021 年 5 月 12 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部又は第二部における両社株式それぞれの算定基準日の終値、ならびに算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間および 6 ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用しております。

D C F 法では、明星電気が作成した 2022 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、明星電気が 2022 年 3 月期以降の将来において生み出すと期待されるフリー・キャッシュ・フローを、5.13%から 7.38%の範囲で每期一定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない 2025 年 3 月期以降については、永久成長率法により継続価値を算定しており、永久成長率は 0 %としております。

なお、プルータス・コンサルティングが D C F 法による算定の前提とした明星電気の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022 年 3 月期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による工期の遅れの解消に加え、前期より続く更新需要の拡大等により、対前年度比で営業利益が約 75%増益となることを見込んでおります。さらに、2024 年 3 月期においては、P O T E K A の官民販売の進展に加えて、気象・環境変動のビッグデータ活用による情報提供の進展、および宇宙技術の民間転用の拡販効果や宇宙ビジネス関連機器の需要拡大により、対前年度比で営業利益が約 50%増益となることを見込んでおります。本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、明星電気は、2021 年 5 月 12 日、プルータス・コンサルティングから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、明星電気が作成した事業計画および両社の市場株価に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、両社で合意された株式交換比率が、明星電気の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが、明星電気から、明星電

気の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景および目的に係る両社への質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内での両社の事業環境、経済、市場および金融情勢等についての検討ならびにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております（注2）。

（注1） 「POTEKA」とは、小型気象計を利用したピンポイントの気象情報を提供するサービスをいいます。

（注2） プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成および提出ならびにその基礎となる株式交換比率の算定を行うに際して、当社および明星電気から提供を受けた基礎資料および一般に公開されている資料、ならびに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、プルータス・コンサルティングは、個別の資産および負債の分析および評価を含め、両社および当社の関係会社の資産および負債（簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両社および当社の関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータス・コンサルティングは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での両社および当社の関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータス・コンサルティングが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた明星電気の事業計画その他の資料は、明星電気の経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

プルータス・コンサルティングは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成および締結され、明星電気の株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、ならびに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、プルータス・コンサルティングは、本株

式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の税務上の効果が両社の想定と相違ないこと、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。プルータス・コンサルティングは、本株式交換の実行に関する明星電気的意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを明星電気から依頼されておらず、また検討していません。プルータス・コンサルティングは、会計、税務および法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性および有効性ならびに会計および税務上の処理の妥当性について独自に分析および検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。プルータス・コンサルティングは、明星電気より提示された本株式交換にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、両社で合意された本株式交換比率が明星電気の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融および資本市場、経済状況ならびにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータス・コンサルティングに供され又はプルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が明星電気の少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、明星電気の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、明星電気の株主に対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。

また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関する明星電気の取締役会および本特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータス・コンサルティングから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

2. 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社および明星電気は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択しました。

当社の普通株式は、東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所および証券会員制法人札幌証券取引所に上場されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていること、また、明星電気の株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

(1) 公正性を担保するための措置

当社は、既に明星電気の発行済株式総数の 51.02% (2021 年 3 月 31 日現在) を保有する同社の親会社であることから、両社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定報告書の取得

当社は、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを選定し、2021 年 5 月 12 日付で、株式交換比率に関する算定報告書を取得いたしました。算定報告書の概要については、上記 1. (2) ②「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

一方、明星電気は、第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングを選定し、2021 年 5 月 12 日付で、株式交換比率に関する算定報告書を取得いたしました。また、明星電気は、2021 年 5 月 12 日付で、本フェアネス・オピニオンを取得しております。算定報告書および本フェアネス・オピニオンの概要については、上記 1. (2) ②「算定に関する事項」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、当社および明星電気から独立しており、当社および明星電気との間に重要な利害関係を有しません。

一方、明星電気は、リーガル・アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所は、当社および明星電気から独立しており、当社および明星電気との間に重要な利害関係を有しません。

(2) 利益相反を回避するための措置

当社は、既に明星電気の発行済株式総数の 51.02% (2021 年 3 月 31 日現在) を保有する同社の親会社であることから、明星電気は、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

① 明星電気における利害関係を有しない本特別委員会からの本答申書の取得

(i) 設置の経緯

明星電気は、2021 年 1 月下旬に当社から本株式交換の提案を受けた後、直ちに、当社および明星電気から独立した立場で、明星電気の企業価値の向上および明星電気の一般株主の利益の確保の観点から本株式交換に係る検討・交渉等を行う体制の構築を開始いたしました。明星電気は、同社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所の助言を受けつつ、同年 2 月 9 日に明星電気の社外取締役および社外監査役の全員で構成される社外役員会合を開催し、東京証券取引所に独立役員として届け出られており、明星電気の社外取締役として同社の事業内容等について相当程度の知見を有し、かつ、経営の専門家として豊富な経験と高い見識を有しており、本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される山下守氏（明星電気社外取締役）および中川精二氏（明星電気社外取締役）、ならびに東京証券取引所に独立役員として届け出られており、明星電気の社外監査役として同社の事業内容等について相当程度の知見を有し、かつ、弁護士としての豊富な専門知識および経験を有しており、本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される入澤武久氏（弁護士、明星電気社外監査役）の 3 名を、当社からの独立性も有していることを確認の上、本特別委員会の候補として選定いたしました。

その上で、明星電気は、2021 年 2 月 16 日開催の取締役会において、上記の 3 名から構成される本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、①(a)明星電気の企業価値向上に資するか否かの観点から、本株式交換の是非について検討・判断するとともに、(b)明星電気の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性および手続の公正性について判断・検討した上で、本株式交換の実施を明星電気取締役会が決定すべきか否かについて明星電気取締役会に勧告を行うこと、ならびに、②明星電気取締役会における本株式交換について

の決定が、明星電気の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、明星電気取締役会に意見を述べることを（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問いたしました。また、明星電気の取締役会は、本特別委員会に対して、（p）本諮問事項の検討に必要な情報収集を行うこと（必要に応じて関係者から直接聴取等を行うことを含みます。）、（q）ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザーその他のアドバイザーを選任又は承認すること（当該アドバイザーへの委託に係る費用は明星電気が負担するものとします。）、（r）当社その他の関係者との交渉方針に関して意見を述べ、交渉担当者に対して指示・要請を行うこと、必要に応じて当社その他の関係者との間で直接交渉を行うこと、（s）その他本諮問事項の検討に必要となる事項に係る権限を付与しており、（x）明星電気の取締役会は本特別委員会の判断を最大限尊重して意思決定を行うものとする、（y）取引条件について本特別委員会が妥当でないと判断した場合には、取締役会は本株式交換の実施を決定しないものとする、ことも決議しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定報酬を支払うものとされております。

（ii） 検討の経緯

本特別委員会は、2021年2月16日より同年5月13日までの間に合計10回、合計15時間以上にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議および意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に審議および検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、明星電気のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所および明星電気のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングについて、それぞれその独立性、専門性および実績等を確認した上でその選任を承認するとともに、中村・角田・松本法律事務所の助言を受けつつ、明星電気が社内に構築した本株式交換の検討体制について独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その上で、本特別委員会は、明星電気のプロジェクトチームから、株式交換比率の算定の前提となる明星電気の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）について、その策定過程において複数回に亘り事業計画案の数値概要、その前提となる経営環境、事業分野ごとの目標・基本戦略・具体的な施策等の説明を受け、質疑応答を行い、ブルータス・コンサルティングの財務的な観点からの助言等も踏まえて本事業計画の合理性を確認の上、承認しております。

また、本特別委員会は、当社からの本株式交換の提案について、明星電気の経営環境・経営課題に関する認識、本株式交換をこの時期に提案した理由、本株式交換により期待されるシナジー効果の具体的内容、現在の資本構成ではなく、非

上場化が必要な理由，本株式交換による上場廃止や資本構造の変化によるデメリット，本株式交換後の経営方針，本株式交換後の明星電気の従業員の処遇，取引先その他の利害関係者との関係，本株式交換のストラクチャー・条件等について複数回に亘り質問書を送付し，当社より回答書を受領するとともに，本特別委員会の場合において直接説明を受け，質疑応答を行いました。また，本特別委員会は，明星電気の経営陣から，明星電気の経営環境・経営課題に関する現状認識，本株式交換の必要性，本株式交換により期待されるシナジー効果の具体的内容，本株式交換によるデメリット，本株式交換後の経営方針および体制等について説明を受け，質疑応答を行いました。

さらに，本特別委員会は，中村・角田・松本法律事務所から，本株式交換において手続の公正性を担保するために講ずるべき措置，本株式交換のスケジュール，当社に対して実施した法務デュー・ディリジェンスの結果，本株式交換契約の内容・交渉経緯，開示書類の内容等について説明を受けるとともに，質疑応答を行いました。また，本特別委員会は，プルータス・コンサルティングから株式交換比率に関する算定報告書等の開示を受け，プルータス・コンサルティングが行った株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由，当社および明星電気の市場株価推移，DCF法による算定の主要な前提条件（割引率や永久成長率の算出根拠を含みます。），各算定手法による算定結果等について説明を受け，質疑応答を行い，これらの事項について合理性を確認しております。

また，本特別委員会は，当社からの株式交換比率の提案内容および交渉状況等について，プルータス・コンサルティングから適時に報告を受けるとともに，プルータス・コンサルティングから近時の類似事例におけるプレミアム水準等の説明を含む財務的観点からの助言を受け，当社に提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し，指示や要請を行うなどして，当社との株式交換比率等の条件交渉に実質的に関与いたしました。

（iii） 答申の概要

本特別委員会は，以上の経緯の下で，本諮問事項について慎重に協議および検討を重ねた結果，2021年5月13日付で，明星電気の取締役会に対し，委員全員の一致で，大要以下の内容の本答申書を提出しております。

（a） 答申内容

- i 明星電気の取締役会は，本株式交換の実施を決定することが妥当であると考える。
- ii 明星電気の取締役会が，本株式交換の実施についての決定をすることは，明星電気の少数株主にとって不利益ではないと考える。

(b) 検討

- i 以下の点より、明星電気において適切な対応をすることにより本株式交換が明星電気の企業価値の向上に資する可能性があると考える。
- ・ 明星電気の経営陣としては、本株式交換後に当社グループの成長事業創出に向けた明星電気の製品・技術の活用によるシナジー効果の発現を見込めると考えており、明星電気と当社グループとの人材交流の促進によって、当社グループの技術者が明星電気働くことにより明星電気の事業課題である生産性や品質の改善につながる可能性があることや、当社のネットワークを使って新規顧客を開拓することによって、同じく明星電気の事業課題である官需偏重を解消できる可能性があること、上場コストの削減等によってコストカットや適切な人員配置を図ることができるなどのシナジー効果も想定できるとのことであり、これらの点の説明に不合理な点は見当たらない。
 - ・ もっとも、これらのシナジー効果の発現は、本株式交換によらなくても可能ではないかという点も問題になるが、明星電気の経営陣によれば、現状の資本構成では、明星電気も当社との連携を図ろうとする際には利益相反に当たる懸念があることを念頭に慎重に進めざるを得ないことや、中長期的な戦略としては行うべきであっても短期的には損失が発生してしまうために、明星電気の少数株主の利益に鑑み、投資を実行できなかったこともあったとのことであり、シナジー効果を発現させるために非上場化が必要であるとの判断も不合理ではない。
 - ・ 本株式交換のデメリットについて、明星電気の経営陣からは、本株式交換後は経営陣の在任期間が短くなり、経営に混乱が生じる可能性があることや、人材交流により明星電気の従業員のモチベーションが失われる可能性があることが指摘されたが、これらのデメリットは、明星電気が社内の文化を変えること、当社グループ内で適切に意見を述べることおよび明星電気の業績向上の継続的な実現により従業員に適切な還元をすること等により、一定程度軽減が可能であると認められる。
- ii 本株式交換においては、①明星電気において独立した本特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められること、②明星電気は、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められること、③明星電気は、本株式交換についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式交換比率算定書およびフェアネス・オピニオンの取得をしているものと認められること、④明星電気においては、利害関係を有する取締役等を可能な限り本株式交換の検討・交渉過程から除外し、当社から独立し

た立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されていたものと認められること、⑤本株式交換においてはいわゆる間接的なマーケット・チェックが行われているものと認められること、⑥本株式交換においてはマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定はなされていないが、本株式交換は明星電気の企業価値の向上に資する可能性があると考えており、本株式交換においては上記①から⑤までおよび⑦のとおり他に十分な公正性担保措置が講じられていることからすれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないとしても、そのみによって本株式交換の手の公正性が損なわれるものではないと考えられること、⑦本株式交換においては一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められることから、一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されているものと認められる。

iii 本株式交換の取引条件の妥当性について、以下の点より、本株式交換における買収方法および買収対価の種類は合理性があると認められ、本株式交換比率は妥当であると認められる。

- ・ 買収方法である株式交換は、非上場化の取引においては一般的に採用されている方法であり、合理性があると考えられる。また、買収対価の種類については、明星電気の一般株主は本株式交換後に当社の株主としてその株式の保有を継続する選択肢が提供され、その株式の保有を通じて本株式交換のシナジーを享受することができることから、当社株式を買収対価とすることには合理性があると考えられる。
- ・ プルータス・コンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定報告書におけるDCF法による算定の基礎とされている明星電気の本事業計画の策定目的、策定手続および内容につき特に不合理な点は認められない。
- ・ プルータス・コンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定報告書について、算定方法および内容のいずれにおいても不合理な点は認められず、信用できるものと判断するところ、本株式交換比率は、かかる算定報告書における、明星電気株式を市場株価法によって算定した場合の評価レンジの上限を上回り、かつ、明星電気株式をDCF法によって算定した場合の評価レンジの範囲内であり、かつ、その中央値を上回っている。
- ・ 本株式交換比率は、類似事例を上回る水準のプレミアムが付されていると認められる。
- ・ 本特別委員会は、明星電気と当社との間の株式交換比率等の本株式交換の取引条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与してお

り、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保され、真摯な交渉が行われた上で本株式交換比率に合意したものと認められる。

- ・ 本フェアネス・オピニオンにおいて、本株式交換比率が明星電気の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の意見が述べられているところ、本フェアネス・オピニオンの発行手続および内容に不合理な点はなく、これによっても本株式交換比率の妥当性は裏付けられる。

iv 上記 i のとおり、本株式交換は明星電気の企業価値の向上に資する可能性があると考えられること、上記 ii のとおり、一般株主利益を確保するための公正な手続が実施されており、上記 iii のとおり、本株式交換の買収方法および買収対価の種類は合理性があると認められるとともに、本株式交換比率は妥当であると認められることからすれば、明星電気の取締役会は、本株式交換の実施を決定することが妥当であると考ええる。

v 上記 i のとおり、本株式交換は明星電気の企業価値の向上に資する可能性があると考えられること、上記 ii のとおり、一般株主利益を確保するための公正な手続が実施されており、上記 iii のとおり、本株式交換の買収方法および買収対価の種類には合理性があると認められるとともに、本株式交換比率は妥当であると認められることからすれば、明星電気の取締役会が、本株式交換の実施についての決定をすることは、明星電気の少数株主にとって不利益ではないと考える。

② 明星電気における独立した検討体制の構築

明星電気は、当社から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉および判断を行う体制を明星電気の社内に構築いたしました。

具体的には、明星電気は、当社の出身者である池山正隆取締役、当社および株式会社 I H I エアロスペース（以下「I H I エアロスペース」といいます。）の出身者である橘田英夫取締役、当社のスマートワーク推進部長を兼務する加藤格取締役、当社の経営企画部主幹を兼務する磯本聡一監査役は、一般株主との利益相反の問題を排除するため、本株式交換に関する検討ならびに当社との協議および交渉には明星電気の立場では参加しないこととしております。なお、明星電気の取締役のうち、齋藤隆取締役は当社への出向経験がありますが、出向期間は短期間であり、当社との間の利害関係は限定されていること、同取締役は気象防災事業を担当する取締役として本株式交換に関する検討や当社との協議および交渉

への参加が必須であると考えられることから、本株式交換に関する検討ならびに当社との協議および交渉にプロジェクトリーダーの一人として参加することとしております。ただし、当社との利害関係のない谷本和夫取締役をもう一人のプロジェクトリーダーに指名して牽制を効かせるとともに、本特別委員会においてもプロジェクトチームの活動について随時報告を受けることによりモニタリングしており、検討体制の独立性に問題はないと判断しております。

また、本株式交換の検討ならびに当社との協議および交渉を担当するプロジェクトチームにおいても、構造的な利益相反の問題を可能な限り排除する観点から、当社からの出向者であるメンバーの関与は必要最小限度に止め、本事業計画の策定や当社との協議・交渉等の構造的な利益相反の問題の影響を受ける可能性が高い事項については、当社からの出向者以外のメンバーに担当させることとしております。

③ 明星電気における利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した 2021 年 5 月 13 日開催の明星電気の取締役会においては、明星電気の取締役 7 名のうち、池山正隆取締役は当社の出身者であり、橘田英夫取締役は当社および I H I エアロスペースの出身者であり、また、加藤格取締役は当社のスマートワーク推進部長を兼務しているため、一般株主との利益相反の問題を排除するため、池山正隆取締役、橘田英夫取締役および加藤格取締役を除く 4 名の取締役により審議の上、その全員の一致により本株式交換の実施を決議しております。なお、池山正隆取締役、橘田英夫取締役および加藤格取締役は、当該取締役会における本株式交換に関する審議には参加しておらず、明星電気の立場において本株式交換に係る協議および交渉に参加していません。

また、上記取締役会に出席した監査役（監査役 4 名中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 2 名））の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。なお、明星電気の監査役である磯本聡一氏は、当社の経営企画部主幹を兼務しているため、上記の取締役会の審議には一切参加しておらず、上記の取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

④ 他の買収者による買収提案の機会の確保等

明星電気は、本株式交換の公表から本株式交換契約の承認議案が上程される明星電気の定時株主総会までの期間を 29 営業日としており、これにより明星電気の株主が本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保するとともに、当社以外の潜在的な買収者による対抗的な買収提案を行う機会を確保しております。また、当社と明星電気とは、明星電気が対抗的

な買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、この点でも対抗的な買収提案の機会を確保しております。

4. 株式交換完全親会社の資本金および準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金および準備金の額は、会社計算規則第39条第2項の規定に従い当社が別途適当に定める額とします。かかる取扱いは、法令および当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

別紙3 明星電気の最終事業年度に係る計算書類等

次ページ以降をご参照ください。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け景気が急速に悪化しましたが、各国における金融政策や財政政策の発動に伴う経済活動の再開により、米国や中国を中心に持ち直しの動きがみられました。わが国経済におきましても、人の往来が減少し、観光、飲食等の業界を中心に景気は大幅な落ち込みを強いられましたが、個人消費や輸出等において持ち直しの動きがみられました。

このような状況の下、当社は、お客さま、お取引先及び従業員とその家族の安全確保を最優先し、感染予防に最大限の注意を払いながら事業活動を継続してまいりました。「2019中期事業計画」の2年目となる当期は、『変える』を実践し、強靱かつ柔軟で収益力のある体質を実現しよう！』とのスローガンのもと、ビジネスモデルの変革等による市場拡大と生産性の向上、働き方改革と業務改革によるコスト・納期の最適化、品質・コンプライアンスの継続的向上、競争力を維持・増強するための技術力向上の4つを重点施策に位置づけ、持続的成長に向けた収益基盤の整備に取り組みしました。しかし、前期に更新需要前倒し取り込みがあった反動により、当事業年度の売上高は、前期に比べ1,002百万円（12.4%）減少し、7,102百万円となりました。営業利益は、前期に比べ284百万円減少し、301百万円となりました。経常利益は、前期に比べ291百万円減少し、294百万円となりました。また、当期純利益は、前期に比べ76百万円減少し、313百万円となっております。

なお、当社は当事業年度より「収益認識に関する会計基準等の適用」、「たな卸資産の評価方法の変更」及び「有形固定資産の減価償却方法の変更及び残存価額の変更」を実施しております。それぞれの変更理由は、個別注記表のⅡ会計方針の変更に関する注記及びⅢ会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に記載しております。

当事業年度のセグメント別の売上高及び営業利益は次のとおりです。
 なお、当社は事業の内容を2つのセグメントに分けております。

(単位：百万円)

	売上高	営業利益
気象防災事業	4,743	179
宇宙防衛事業	2,359	189
調整額(注)	-	△66
合計	7,102	301

(注) 営業利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、予算と実績の調整差額であります。

① 気象防災事業

■ 主要な事業内容

ラジオゾンデ、POT E K A（超高密度気象観測システム）、地上気象観測装置、山地災害予知施設、火山観測装置、計測震度計、緊急地震速報対応Qキャスト、各種航空管制システム、水門遠隔監視制御システム、放流警報装置、水晶水位計、三次元レーザーレーダ（3 D L R、踏切障害物検出装置）等の開発・製造・販売

受注高は、更新需要の回復傾向は変わらないものの、前期と比較して減少しております。これは、前期は多機能型地震計や新幹線地震計など地震観測装置の大口受注があったことによるものです。

売上高は、高速道路気象観測設備や三次元レーザーレーダ（3 D L R、踏切障害物検知装置）などが増加しているものの、受注高同様、前期の多機能型地震計の売上先取り分が影響したことで減少しており、合計で4,743百万円となりました。売上高全体に占める割合は66.8%となっております。営業利益は、売上高の減少や会計方針の変更などの影響で、179百万円となっております。

② 宇宙防衛事業

■主要な事業内容

宇宙環境・地球環境計測機器、ロケット・衛星に搭載する監視カメラ、宇宙ステーション搭載機器、宇宙技術の地上転用機器、飛翔体搭載用テレメータ、ロケット制御機器の開発・製造・販売、宇宙環境での熱真空、振動、放射線試験等の受託等

受注高は、火星衛星探査計画関連での各種搭載機器等の大口契約ができたことで、大きく増加しております。売上高は、同じく火星衛星探査計画関連の工事進行見合いでの売上計上や民間の宇宙搭載機器などが増加しており、合計で2,359百万円となりました。売上高全体に占める割合は33.2%となっております。営業利益は、会計方針の変更の影響で減少要素はあるものの売上高の大幅増加の影響によって、189百万円となっております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は、282百万円(前期113百万円)となり、前期比で148.7%増加しました。また、対売上高比率は4.0%であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金調達の一環として、金融機関数社と一定の借越枠を設定した当座借越契約を締結しております。また、IHIグループの連結経営強化のため、財務機能の一元化による資金の効率化を図ることを目的として、グループで導入しているキャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)に加盟しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第105期)	2018年度 (第106期)	2019年度 (第107期)	2020年度 (第108期)
売上高	6,527 ^{百万円}	6,653 ^{百万円}	8,105 ^{百万円}	7,102 ^{百万円}
経常利益	19 ^{百万円}	292 ^{百万円}	585 ^{百万円}	294 ^{百万円}
当期純利益	9 ^{百万円}	262 ^{百万円}	390 ^{百万円}	313 ^{百万円}
1株当たり 当期純利益	0.74 ^円	19.74 ^円	29.44 ^円	23.65 ^円
総資産	10,365 ^{百万円}	10,356 ^{百万円}	11,103 ^{百万円}	10,399 ^{百万円}
純資産	5,339 ^{百万円}	5,599 ^{百万円}	5,856 ^{百万円}	6,037 ^{百万円}
1株当たり 純資産	402.27 ^円	421.87 ^円	441.29 ^円	454.91 ^円

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日付けで普通株式10株につき、普通株式1株の割合で株式併合を行っております。このため、1株当たり当期純利益については、第105期（2018年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 2017年度から2019年度までは連結業績を開示しておりましたが、2020年度より非連結での業績を開示しております。

(9) 対処すべき課題

当社は、「私たちは、独自のSensing & Communication技術により、革新的な商品・サービスを創造し、安全・安心な社会の発展に貢献していきます。」という企業理念を普遍的に希求すべく、2021年度の経営方針を「安全安心な社会の発展に貢献するためセルフ・マネジメントで『変える』を実践しよう!」とし、以下の4つの重点施策を設定しました。

① ビジネスモデルの変革・社会貢献等による市場拡大と生産性の向上

短期的にはウィズ・コロナを考慮したグローバル重点国の選定と活動強化、中長期的には事業性・将来性・社会貢献性を重視した研究開発を行ない、お客さまのニーズに包括的に応えるソリューションを提案することで、社会との価値協創と競争力の強化をともに実現します。

② 働き方改革と業務改革によるコスト、納期の最適化

デジタルトランスフォーメーションによる柔軟性のある業務プロセスの実現や従業員の多能工化促進、製造に関わる全部門の連携強化によりコスト・納期の最適化を図ります。

③ 品質・コンプライアンスの継続的向上

これまで以上にお客様の信頼を獲得するため、経営、営業、設計、製造、検査等、すべての従業員が従事する仕事に対する品質の作り込み意識を醸成していきます。

④ お客さま・社会が信頼する技術力の獲得

設計・製造・サービスに関する技術力にさらに磨きをかけて、お客さまの満足度を高めていくとともにSDGs達成に貢献していきます。そのために注力技術の選定と重点教育を実施します。

これらを成し遂げるため、付加価値を高めたサービスの提供を加速し、契約の包括化による間接費の削減と業務負荷の平準化を図り、技術力の向上によって後戻りの撲滅を進めていきます。こうした施策により、業績向上を目指して全社一丸で取り組んでいく所存であります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への 議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 I H I	1,071 億円	51.19 %	産業機械、車両用過給機、物流システム、発電用ボイラ、各種プラント、航空機用エンジン、宇宙開発機器等のエンジニアリング及び製造・販売

- (注) 1. 親会社である株式会社IHIとの取引条件を決定するにあたり、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定していることから、当社取締役会としては、当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。
2. 当社は、2021年5月13日の取締役会において、IHIを株式交換完全親会社とし、明星電気を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

② 子会社の状況

当事業年度において、子会社であった明星マネジメントサービス株式会社は2020年6月17日に清算を結了したため、当該事業年度末に該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

① 気象防災事業

ラジオゾンデ、POT E K A (超高密度気象観測システム)、地上気象観測装置、山地災害予知施設、火山観測装置、計測震度計、緊急地震速報対応Qキャスト、各種航空管制システム、水門遠隔監視制御システム、放流警報装置、水晶水位計、三次元レーザレーダ(3DLR、踏切障害物検出装置)等の開発・製造・販売

② 宇宙防衛事業

宇宙環境・地球環境計測機器、ロケット・衛星に搭載する監視カメラ、宇宙ステーション搭載機器、宇宙技術の地上転用機器、飛翔体搭載用テレメータ、ロケット制御機器の開発・製造・販売、宇宙環境での熱真空、振動、放射線試験等の受託等

(12) 主要拠点等 (2021年3月31日現在)

〔本店・工場〕	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
〔東京事業所〕	東京都江東区豊洲三丁目1番1号 豊洲IHIビル10階
〔支 店〕	北海道支店 北海道札幌市中央区北二条西四丁目1番北海道ビル6階 東北支店 宮城県仙台市青葉区本町一丁目1番1号 大樹生命仙台北町ビル20階 関東支店 東京都江東区豊洲三丁目1番1号 豊洲IHIビル10階 関西支店 大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号 中之島フェスティバルタワー・ウェスト6階 中四国支店 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号 広島三井ビル6階 九州支店 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電気ビル北館10階
〔営業所〕	中部営業所 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号 名古屋三井ビルディング新館8階
〔出張所〕	沖縄出張所 沖縄県中頭郡西原町徳佐田40番1号
〔事務所〕	播磨事務所 兵庫県たつの市新宮町光都一丁目19番4号 光都石興ビル1階

(13) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数		前期末比増減
男 性	278名	12名減
女 性	67名	6名増
合 計	345名	6名減

(注) 顧問、非常勤嘱託、出向者、パートタイマーは上記に含んでおりません。

(14) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

当期末現在の株式の状況は次のとおりであります。

- (1) 発行可能株式総数 23,556,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,279,633株 (自己株式 8,017株を含む。)
- (3) 当期末株主数 6,811名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	株式持株比率
株 式 会 社 I H I	6,772,000 株	51.02 %
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	241,000	1.81
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	148,500	1.11
立 花 証 券 株 式 会 社	137,600	1.03
荒 井 忍	129,300	0.97
山 田 紘 一 郎	71,000	0.53
中 澤 豊 治	69,900	0.52
K K エ ス テ ー ト 株 式 会 社	69,000	0.51
光 陽 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	66,500	0.50
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	64,020	0.48

(注) 株式持株比率は、自己株式 (8,017株) を控除して計算しております。
株式持株比率は、小数点第3位以下を切捨てして記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏 名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
池 山 正 隆	代 表 取 締 役 社 長 兼 最 高 経 営 責 任 者	
橘 田 英 夫	常 務 取 締 役	
齋 藤 隆	取 締 役 兼 執 行 役 員 (気象防災事業部長)	
谷 本 和 夫	取 締 役 兼 執 行 役 員 (宇宙防衛事業部長)	
加 藤 格	取 締 役	株式会社ＩＨＩ高度情報マネジメント統括本部企画管理部長
山 下 守	取 締 役	株式会社インソース社外監査役
中 川 精 二	取 締 役	
坂 巻 伸 幸	常 勤 監 査 役	
磯 本 聡 一	監 査 役	株式会社ＩＨＩ経営企画部主幹
入 澤 武 久	監 査 役	弁護士（入澤法律事務所） 栄研化学株式会社社外取締役
中 村 明 弘	監 査 役	
1. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。 退任取締役 (2020年6月24日退任) 柴田 耕志 新任取締役 (2020年6月24日就任) 谷本 和夫 2. 取締役のうち、山下守氏及び中川精二氏は社外取締役であります。 3. 取締役のうち、山下守氏及び中川精二氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。 4. 監査役のうち、入澤武久氏及び中村明弘氏は社外監査役であります。 5. 監査役中村明弘氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 6. 監査役のうち入澤武久氏及び中村明弘氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。		

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（常勤監査役を除く。）と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。当該保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役	92	81	11	7
（うち社外取締役）	(7)	(7)	(-)	(2)
監査役	18	18	-	3
（うち社外監査役）	(7)	(7)	(-)	(2)
合計	110	99	11	10
（うち社外役員）	(14)	(14)	(-)	(4)

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として営業利益率を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。業績指標として営業利益率を選定した理由は、

中期経営計画において営業利益率の目標を設定したためです。

③ 非金銭報酬等の内容

該当する事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2011年6月28日開催の第98回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額3,600万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2018年12月27日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう会社業績との連動性を確保し、世間水準を考慮しつつ役位、担当業務に応じた職責や成果を反映した報酬体系とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は月例定額の基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み月例定額の基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬は月例定額とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映

した現金報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行い、取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安として、業績連動報酬等は基本報酬の年額の15%を基準としております（KPIを100%達成の場合）。

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会にて代表取締役社長 池山 正隆に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得ております。

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況

社外取締役 山下 守

同氏は株式会社インソースの社外監査役であります。同社と当社との間に取引関係はあ

りません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会19回の全てに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携わられた経歴を通じて培われた経験と見識を基に、社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 中川 精二

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会19回の全てに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携わられた経歴を通じて培われた経験と見識を基に、社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 入澤 武久

同氏は栄研化学株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会19回の全てに出席、監査役会17回中16回に出席しました。取締役会においては、弁護士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

社外監査役 中村 明弘

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会19回の全てに出席、監査役会17回中16回に出席しました。取締役会においては、公認会計士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

38百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、妥当性や適切性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の他、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(6) その他の事項

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益は、上記(2)に記載する以外にありません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

第1章 目的

①目的

本基本方針は、会社法が規定する（平成17年法律第86号）の規定により取締役会に委任された「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務、並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めることによって、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効を高め、企業価値向上に資することを目的とする。

第2章 取締役・従業員に関する内部統制システム

①取締役・従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、職務執行において法令及び定款に適合することを確保するため、関連する規程を制定し、取締役・従業員はこれらを遵守する。取締役は、職務執行にあたっては業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行われていることを監査するための体制を整備する。

・規程の整備

「明星電気グループ基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを整備する。

・コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、「コンプライアンス委員会」が当社グループ共通の活動方針を策定し、各部門の活動計画や全社への教育を通して従業員に展開する。

・活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査室」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」の相談・通報の窓口を社内外に設けることで、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。

②情報の保存及び保管に関する体制

取締役会は、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録により保存及び保管する場合の管理体制について「文書情報管理基本規程」を整備する。取締役及び従業員は、「文書情報管理基本規程」の定めるところにより職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録による方法により保存及び保管する。

③リスク管理に関する体制

取締役は、当社の担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。取締役は、当社の業務執行に係る種々のリスクとして、リスクの評価・識別・監視の重要性を識別し、適切なリスク管理体制の整備並びにその運用・評価のための体制を整備する。

取締役は、当社の担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社の業績、財政状態及び株価に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会及び監査役会に報告する。

④職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催する。また、毎月常勤の取締役並びに執行役員等が出席する経営会議を開催し、当社の重要事項について審議する。

取締役は、每期当初に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行い、月次で目標の達成状況を確認することによって、取締役の職務の執行の効率性を確保する。

第3章 企業集団における内部統制システム

①企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、各種規程を整備し、当社を管理・監督・指導する主管部門を定め、当社の事業全般に対して、責任あるガバナンスが確保できる体制を整えとともに、重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

②反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を持たない。また、同勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、取締役及び関係部署が一致協力して組織的に対応し断固としてこれを拒絶する。

第4章 監査役の適正監査確保に関する内部統制システム

①監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役は、監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置くことができる。監査役事務局の人事に係る事項は監査役との協議に基づき、取締役会の決定により定める。監査役事務局を置く場合、監査役事務局は監査役の指示に従うものとし、取締役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保及び監査役の指示の実効性の確保に留意する。

②監査役の監査に関する事項

監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門や重要な子会社の業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。

また、監査役が職務執行上必要とする費用は、会社がこれを負担する。

③監査役への報告に関する事項

取締役及び従業員は、監査役又は監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況及び内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。

なお、当該報告をした者は報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

① 取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関す

る重要事項を決定し、月次の営業実績等の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性及び業務の適正性の観点から審議しました。

- ② 監査役会を17回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令の遵守について監査いたしました。
- ③ コンプライアンス委員会は、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス推進体制を見直しました。また、eラーニング等により教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。
- ④ リスク管理委員会は、当社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等に関する事項

当社は、株主の皆さまへの安定的な利益還元を最重要課題であると認識し、市場環境の変化に耐え得る強靱な経営基盤の確立と財政基盤強化を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分をすることを基本方針としております。

なお、当社は、2011年6月28日開催の第98回定時株主総会において、取締役会決議に基づく剰余金の配当等を可能とする定款変更を行っています。

~~~~~  
(注) 本事業報告における金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

| 科 目       | 金 額         | 科 目          | 金 額        |
|-----------|-------------|--------------|------------|
| (資産の部)    | 千円          | (負債の部)       | 千円         |
| 流動資産      | 6,521,252   | 流動負債         | 2,292,474  |
| 現金及び預金    | 52,154      | 買掛金          | 1,148,864  |
| 受取手形      | 67,559      | リース債務        | 45,302     |
| 売掛金       | 2,762,143   | 未払金          | 207,685    |
| 契約資産      | 1,689,232   | 未払費用         | 98,610     |
| 製品        | 200,798     | 未払法人税等       | 9,585      |
| 仕掛品       | 466,708     | 前受金          | 414,972    |
| 原材料及び貯蔵品  | 654,408     | 預り金          | 13,394     |
| 前払費用      | 44,857      | 製品保証引当金      | 128,704    |
| 短期貸付金     | 476,776     | 受注損失引当金      | 2,243      |
| その他の      | 112,707     | 賞与引当金        | 220,911    |
| 貸倒引当金     | △6,096      | その他          | 2,200      |
| 固定資産      | 3,877,903   | 固定負債         | 2,069,311  |
| 有形固定資産    | (3,291,952) | リース債務        | 71,081     |
| 建物        | 302,161     | 退職給付引当金      | 1,245,954  |
| 構築物       | 9,416       | 環境対策引当金      | 16,089     |
| 機械及び装置    | 202,340     | 再評価に係る繰延税金負債 | 729,305    |
| 車両運搬具     | 1,352       | その他          | 6,881      |
| 工具、器具及び備品 | 101,665     |              |            |
| 土地        | 2,537,889   | 負債合計         | 4,361,786  |
| リース資産     | 113,691     | (純資産の部)      |            |
| 建設仮勘定     | 23,436      | 株主資本         | 4,372,368  |
| 無形固定資産    | (90,478)    | 資本金          | 2,996,530  |
| ソフトウェア    | 89,845      | 利益剰余金        | 1,384,022  |
| その他       | 632         | 利益準備金        | 240,372    |
| 投資その他の資産  | (495,471)   | その他利益剰余金     | 1,143,650  |
| 投資有価証券    | 104,272     | 繰越利益剰余金      | 1,143,650  |
| 前払年金費用    | 29,954      | 自己株式         | △8,184     |
| 長期前払費用    | 4,369       | 評価・換算差額等     | 1,664,999  |
| 繰延税金資産    | 330,258     | 土地再評価差額金     | 1,664,999  |
| その他の      | 45,486      | 純資産合計        | 6,037,368  |
| 貸倒引当金     | △18,870     | 負債・純資産合計     | 10,399,155 |
| 資産合計      | 10,399,155  |              |            |

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年4月 1日から)  
(2021年3月31日まで)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
|                       | 千円        |
| 売 上 高                 | 7,102,462 |
| 売 上 原 価               | 5,608,195 |
| 売 上 総 利 益             | 1,494,266 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 1,192,865 |
| 営 業 利 益               | 301,401   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 1,739     |
| 受 取 配 当 金             | 6         |
| 受 取 賃 貸 料             | 16,895    |
| そ の 他                 | 2,354     |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 6,642     |
| 株 式 管 理 費 用           | 9,956     |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | 5,191     |
| 為 替 差 損               | 4,489     |
| そ の 他                 | 1,957     |
| 経 常 利 益               | 294,159   |
| 特 別 損 失               |           |
| 関 係 会 社 清 算 損         | 2,441     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 291,717   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 71,562    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △93,674   |
| 法 人 税 等 合 計           | △22,111   |
| 当 期 純 利 益             | 313,829   |

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(2020年4月 1日から)  
(2021年3月31日まで)

|                         | 株 主 資 本         |               |                |                 |              |                 |
|-------------------------|-----------------|---------------|----------------|-----------------|--------------|-----------------|
|                         | 資本金             | 利 益 剰 余 金     |                |                 | 自己株式         | 株主資本<br>合 計     |
|                         |                 | 利益準備金         | そ の 他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計    |              |                 |
|                         |                 |               | 繰 越<br>利益剰余金   |                 |              |                 |
| 当 期 首 残 高               | 千円<br>2,996,530 | 千円<br>227,100 | 千円<br>976,136  | 千円<br>1,203,236 | 千円<br>△7,947 | 千円<br>4,191,819 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                 |               | △323           | △323            |              | △323            |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 2,996,530       | 227,100       | 975,812        | 1,202,912       | △7,947       | 4,191,495       |
| 当 期 変 動 額               |                 |               |                |                 |              |                 |
| 剰 余 金 の 配 当             |                 | 13,271        | △145,991       | △132,719        |              | △132,719        |
| 当 期 純 利 益               |                 |               | 313,829        | 313,829         |              | 313,829         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                 |               |                |                 | △236         | △236            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |                 |               |                | —               |              | —               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —               | 13,271        | 167,837        | 181,109         | △236         | 180,873         |
| 当 期 末 残 高               | 2,996,530       | 240,372       | 1,143,650      | 1,384,022       | △8,184       | 4,372,368       |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                 | 純資産合計           |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                         | 土地再評価差額金        | 評価・換算差額等合計      |                 |
| 当 期 首 残 高               | 千円<br>1,664,999 | 千円<br>1,664,999 | 千円<br>5,856,818 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                 |                 | △323            |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 1,664,999       | 1,664,999       | 5,856,495       |
| 当 期 変 動 額               |                 |                 |                 |
| 剰 余 金 の 配 当             |                 |                 | △132,719        |
| 当 期 純 利 益               |                 |                 | 313,829         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                 |                 | △236            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —               | —               | —               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —               | —               | 180,873         |
| 当 期 末 残 高               | 1,664,999       | 1,664,999       | 6,037,368       |

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)

(2) その他有価証券……時価のないもの  
移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 製 品、仕 掛 品：個別法、移動平均法による原価法

(2) 原 材 料：移動平均法による原価法

(3) 貯 蔵 品：最終仕入原価法による原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)：定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～50年

機械及び装置 7年

工具・器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)：定額法によります。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リ ー ス 資 産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 製品保証引当金

製品の無償保証期間中の修理費に充てるため、売上高に対する無償修理発生額の実績割合を基準として計上しているほか、製品に係るクレーム処理費用の支出に備えるため、過去における発生実績に基づき、翌事業年度以降のクレーム費用発生見込額を計上しております。

##### (3) 受注損失引当金

受注プロジェクトの損失に備えるため、進行中のプロジェクトのうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることが可能なプロジェクトについて、翌事業年度以降の損失見積額を引当計上しております。

##### (4) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当事業年度末において、確定給付企業年金制度につきましては、年金資産が退職給付債務を上回っているため、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

(6) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるP C B廃棄物の処理費用を合理的に見積り、その処理費用見積額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

当社は、明星製品の製造販売を行っております。製品の販売に係る収益は、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は製品の引渡時点で認識しております。

また、主に長期の工事契約においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

### 1. (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

この適用により、従来は、工事完成基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、工事進行基準を適用して収益を認識する方法に変更しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。また、少額または短期の工事については、一時点で収益を認識しています。さらに、従来は、据付等を伴わない物品販売については、工場から出荷した時点で収益を認識していましたが、顧客による検収が完了した時点あるいは物品が顧客の手許に到着した時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高が1,281千円、売上原価が816千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ465千円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は323千円減少しております。

## 2. (たな卸資産の評価方法の変更)

たな卸資産のうち、製品、原材料及び貯蔵品の評価方法は、従来、主として先入先出法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度の期首より移動平均法による原価法に変更しました。

この評価方法の変更は、近年の仕入価格の変動及び生産管理システムの当事業年度の期首からの稼働を契機として、移動平均法による原価法にてたな卸資産の評価を行う方が、より適切にたな卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによります。

なお、過去の事業年度については、生産管理システムが当事業年度の期首から稼働したことにより、過年度に関する必要なデータが蓄積されていないため、移動平均法による原価法にてたな卸資産の評価を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として計算しております。

また、この会計方針の変更による影響額は軽微であります。

### Ⅲ 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更及び残存価額の変更)

当社では、従来、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しました。

当社を取り巻く事業環境は、自然災害の増加や激甚化などにより、近年大きく変化しており、それに対応すべく、保有する有形固定資産が製造設備から計量・計測関連機器に変わりつつあります。また、労働基準法に代表される労働関連法規の改正により、従業員の働き方が変わりつつあること、さらに、2019年度を初年度とする中期事業計画では生産作業の平準化と整流化を重要施策と位置付け、2020年度より生産管理システムや固定資産管理システムを更新し、重点施策を実現すべく具体的な取り組みを進めております。このような状況から有形固定資産の使用実態や使用方針の再検討を行ないました。

その結果、汎用的な機械設備の割合が増加していること、生産作業の標準化と整流化により、今後の有形固定資産の安定稼働が見込まれることが判明し、定額法による費用配分が当社の実態を反映する償却方法であると判断しました。

併せて、有形固定資産の使用見込期間及び処分価値の再検討を行った結果、当事業年度より、有形固定資産の残存価額を備忘価額の1円に変更しております。

以上の変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の売上総利益は79,840千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ88,106千円減少しております。

### Ⅳ 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、「会計上の見積りに関する注記」を開示しております。



## V 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 工事契約における収益認識

長期の工事契約につきましては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいため、専門的な知識と経験を有する現場責任者による一定の仮定と判断に加え、毎月経営者のレビューを受けております。

このような見積りは、現場責任者による最善の見積りにより行っておりますが、顧客からの仕様変更の依頼や予期しえない不具合の発生などにより、工事原価総額の見積りに影響を及ぼし、結果として収益の認識に影響する可能性があります。

当事業年度の売上高7,102,462千円のうち、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識した工事完成高は、2,546,335千円と35.9%を占めております。

|      |             |
|------|-------------|
| 契約資産 | 1,689,232千円 |
|------|-------------|



## 2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積もっております。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行なっておりますが、将来の不確実な経済環境の変動等の結果によって実際の結果と異なり、将来の課税所得の見積り、繰延税金資産の回収可能性等の判断に影響する可能性があります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 330,258千円 |
|--------|-----------|

## VI 追加情報

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示)

新型コロナウイルス感染症の収束時期等是不透明であるものの、当事業年度の気象防災分野及び宇宙防衛分野への影響を勘案すると、現時点では、繰延税金資産の回収可能性に関する評価等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼすことはないと判断しております。

## VII 貸借対照表に関する注記

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3, 825, 127千円 |
|-------------------|---------------|
- 
- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |            |
| (1) 関係会社に対する金銭債権  |            |
| 売掛金               | 593, 627千円 |
| 未収入金              | 1, 820千円   |
| 短期貸付金             | 476, 776千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債務  |            |
| 未払金               | 10, 104千円  |
| 未払費用              | 28, 323千円  |
- 
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再 評 価 の 方 法：土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。
- 再評価を行った年月日：2001年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額：1, 332, 684千円
- 
- |            |           |
|------------|-----------|
| 4. 受取手形割引高 |           |
| 受取手形割引高    | 39, 600千円 |

## VIII 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高 ..... 725,605千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

173,095千円

## IX 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

|      |         |             |
|------|---------|-------------|
| 普通株式 | 当事業年度期首 | 13,279,633株 |
|      | 増加      | 一株          |
|      | 減少      | 一株          |
|      | 当事業年度末  | 13,279,633株 |

### 2. 自己株式に関する事項

|      |         |        |
|------|---------|--------|
| 普通株式 | 当事業年度期首 | 7,664株 |
|      | 増加      | 353株   |
|      | 減少      | 一株     |
|      | 当事業年度末  | 8,017株 |

(注) 増加数は既存株主からの単元未満株式の買い取りによるものです。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当支払額

| 決議                   | 株式の種類    | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月24日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 132,719        | 10              | 2020年3月31日 | 2020年6月25日 |

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議                   | 株式の種類    | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月23日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 92,901         | 7               | 2021年3月31日 | 2021年6月24日 |

## X 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金、棚卸資産評価損の否認等であります。

## XI 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等が中心であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用することもあり、資金調達については銀行借入によっております。また、キャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）の有効活用により適正な資金管理を図っております。デリバティブは、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、期日管理及び残高管理を行いながらリスク低減を図っております。

短期貸付金は、親会社のキャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）を利用した余裕資金の運用によるものであります。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して確認しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金については、営業取引に係る資金調達が主であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)       | 差額    |
|------------|-----------------|-------------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 52,154          | 52,154      | —     |
| (2) 受取手形   | 67,559          | 67,559      | —     |
| (3) 売掛金    | 2,762,143       | 2,762,143   | —     |
| (4) 契約資産   | 1,689,232       | 1,689,232   | —     |
| 貸倒引当金      | △6,096          |             |       |
|            | 4,512,840       | 4,512,840   | —     |
| (5) 短期貸付金  | 476,776         | 476,776     | —     |
| (6) 投資有価証券 |                 |             |       |
| 満期保有目的の債券  | 103,572         | 108,590     | 5,017 |
| (7) 買掛金    | (1,148,864)     | (1,148,864) | —     |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4) 契約資産、(5)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(7) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 受取手形、売掛金、契約資産に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注3) 非上場株式(貸借対照表計上額700千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが困難なため上表には記載しておりません。

## XII 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、群馬県伊勢崎市において、賃貸用の土地を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 387,145千円

時価 238,620千円

(注) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価」に基づいて自社で算定した金額であります。

### XⅢ 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

製品の販売に係る収益については、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しております。

気象防災事業及び宇宙防衛事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

### XⅣ 関連当事者との取引に関する注記

#### 1. 親会社および法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称        | 議決権等の<br>所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------|-------------------------------|-----------------|-------|--------------|-------|--------------|
| 親会社 | 株式会社<br>I H I | (被所有)<br>51.19                | 製品の販売・資金<br>の貸借 | 製品の販売 | 725,605      | 売掛金   | 593,627      |
|     |               |                               |                 | 資金の貸借 | —            | 短期貸付金 | 476,776      |
|     |               |                               |                 | 受取利息  | 220          | —     | —            |

(1) 取引金額には消費税などを含まず、期末残高には消費税などが含まれております。

(2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(3) キャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)の契約を締結しており、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、資金の貸付・借入を繰り返し行っておりますので、取引金額の記載を省略しております。

## 2. 兄弟会社等

| 種類              | 会社等の名称                    | 議決権等の<br>所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目   | 期末残高<br>(千円) |
|-----------------|---------------------------|-------------------------------|---------------|-------|--------------|------|--------------|
| 親会社<br>の<br>子会社 | 株式会社<br>I H I エアロ<br>スペース | —                             | 製品の販売         | 製品の販売 | 220,679      | 売掛金  | 113,878      |
|                 |                           |                               |               | —     | —            | 契約資産 | 334,084      |

(1) 取引金額には消費税などを含まず、期末残高には消費税などが含まれております。

(2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

## X V 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 454円91銭
- 1株当たり当期純利益 23円65銭  
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)  
 損益計算書上の当期純利益 313,829千円  
 普通株式に係る当期純利益 313,829千円

## XVI 重要な後発事象に関する注記

(株式会社 I H I による当社の簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、当社の親会社である株式会社 I H I (以下、「I H I」といいます。)を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しました。

なお、本株式交換は、I H I においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに、また、当社においては、2021年6月23日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換の効力発生日(2021年8月1日予定)に先立ち、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部において2021年7月29日付で上場廃止(最終売買日は2021年7月28日)となる予定です。

### 1. 本株式交換の目的

両社の技術・製品連携や人材等の経営資源の有効活用、協業の意思決定の迅速化などを通じて、I H I グループとしてより一層のシナジー効果を創出すべく、当社を完全子会社化することとしました。

### 2. 本株式交換の要旨

#### ア. 本株式交換の日程

|                    |      |                |
|--------------------|------|----------------|
| 本株式交換契約承認定時株主総会基準日 | (当社) | 2021年3月31日     |
| 本株式交換契約締結の取締役会決議日  | (両社) | 2021年5月13日     |
| 本株式交換契約締結日         | (両社) | 2021年5月13日     |
| 本株式交換契約承認定時株主総会開催日 | (当社) | 2021年6月23日(予定) |
| 最終売買日              | (当社) | 2021年7月28日(予定) |
| 上場廃止日              | (当社) | 2021年7月29日(予定) |
| 本株式交換の効力発生日        |      | 2021年8月1日(予定)  |

(注1) I H I は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。



(注2) 本株式交換の効力発生日は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社合意の上、変更されることがあります

#### イ. 本株式交換の方式

本株式交換は、I H I を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、I H I においては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手續により、株主総会の承認を受けずに、また、当社においては、2021年6月23日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行なう予定です。

#### ウ. 本株式交換に係る割当ての内容

|                 | I H I<br>(株式交換完全親会社) | 当社<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------|----------------------|-------------------|
| 本株式交換に係る割当比率    | 1                    | 0.42              |
| 本株式交換により交付する株式数 | 当社株式：2,729,838 株（予定） |                   |

#### (注1) 株式の割当比率

当社 1 株に対して、I H I 株式 0.42 株を割当て交付します。ただし、I H I が保有する当社株式（2021年5月13日現在 6,772,000 株）については、本株式交換による株式の割当ては行ないません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

#### (注2) 本株式交換により交付する I H I 株式の数

I H I 株式の数：2,729,838株（予定）

上記株式数は、2021年3月31日時点における当社の発行済株式総数（13,279,633株）および自己株式数（8,017株）ならびに2021年5月13日現在における I H I が保有する当社株式数（6,772,000株）に基づいて算出しております。

I H I は、本株式交換に際して、本株式交換により I H I が当社の発行済株式（ただし、I H I が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆さま（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、I H I を除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の I H I 株式を割当て交付いたします。I H I は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、当社は、本株式交換

の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（2021年3月31日現在8,017株。本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換比率については、公正性・妥当性を確保するため、I H I は、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社を、当社は、株式会社プルータス・コンサルティングを、それぞれの第三者算定機関として選定し、また、I H I は、西村あさひ法律事務所を、当社は、中村・角田・松本法律事務所を、それぞれのリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回に亘り重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行なうこととし、両社の間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

明星電気株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩 孝 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 梨 洋 一 ⑩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星電気株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更）に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。併せて、有形固定資産の残存価額を備忘価額に変更している。
2. 注記事項（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2021年5月13日開催の取締役会において、株式会社 I H I を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。当該株式交換は、2021年6月23日に開催の定時株主総会の決議による承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行う予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

明星電気株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 坂 | 卷 | 伸 | 幸 | ⑨ |
| 監査役   | 磯 | 本 | 聡 | 一 | ⑨ |
| 社外監査役 | 入 | 澤 | 武 | 久 | ⑨ |
| 社外監査役 | 中 | 村 | 明 | 弘 | ⑨ |

別紙4 明星電気の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分，重大な債務の負担  
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 株式交換契約の締結

明星電気は，2021 年 5 月 13 日開催の取締役会において，連結親会社である当社との間で，当社を株式交換完全親会社とし，明星電気を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し，決議のうえ，本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は，別紙 1 に記載のとおりです。

2. 自己株式の消却

明星電気は，本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により，基準時の直前時点までに明星電気が保有する自己株式（本株式交換に際して，会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって明星電気が取得する自己株式を含みます。）の全部を，基準時の直前時点をもって消却する予定です。

別紙5 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 株式交換契約の締結

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、連結子会社である明星電気との間で、当社を株式交換完全親会社とし、明星電気を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1に記載のとおりです。

2. 旧愛知事業所に関する不動産の譲渡

当社は、2021年5月13日、旧愛知事業所の土地・建物（付随する固定資産を含みます。愛知県知多市北浜町11-1外、約119,000坪）をオオノ開発株式会社に譲渡しており、譲渡益約160億円を計上する予定です。

3. 賃貸用不動産の譲渡

当社は、2021年5月14日、当社が所有する賃貸用不動産の底地（横浜市金沢区庄和町、約8,100坪）を国内の一般事業法人に対して譲渡しており、譲渡益約55億円を計上する予定です。